

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達となされることを条件とするものです。

令和7年2月14日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 桑島 正樹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

砂川遊水地管理棟等施設管理（滝川河川事務所）

（洪水対応に備えるため砂川遊水地管理棟の適切な施設管理及びそれら施設の平常時の利活用を図ることを目的とする）

(2) 業務内容

ア 砂川遊水地管理棟及び構内外に関する巡回等の施設管理

イ 平常時における管理業務

ウ 緊急事態発生時における臨機の措置（水難事故等含む）

エ 外来者の受付及びその対応に関する業務

オ 平常時における施設の利活用

(3) 履行期限 令和8年3月31日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）のうち「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）に申請を行い受理され、令和7年4月1日に、「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者として認定がなされる者であること。）

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

(5) 業務実績に関する要件

平成27年度以降に完了した以下に示す業務における実績を有することとし、

令和6年度完了予定見込みの業務も対象とする。なお、受注実績回数は問わない。

同種業務：一般来場者がある国及び自治体施設の施設管理及び来場者対応に関す

る経験を1年以上有する者

(6) 配置予定技術者等に対する要件

平成27年度以降に完了した以下に示す業務に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できることとし、令和6年度完了予定見込みの業務も対象とする。

同種業務：一般来場者がある国及び自治体施設の施設管理及び来場者対応に関する経験を1年以上有する者

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ
電話 011-611-0269
電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年2月14日から令和7年2月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

電子メールにより交付する。

交付を希望する者は、「説明書等交付申請書」に必要事項を記載の上、(1)へ提出すること。「説明書等交付申請書」は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh4000000hig7.html

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月26日12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、

記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係る契約の締結は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しているが、予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。